

【1. 報告書の提出主体】

Q1-1. 事業所等における地球温暖化対策報告書（以下「報告書」という。）の提出者は、誰になりますか？

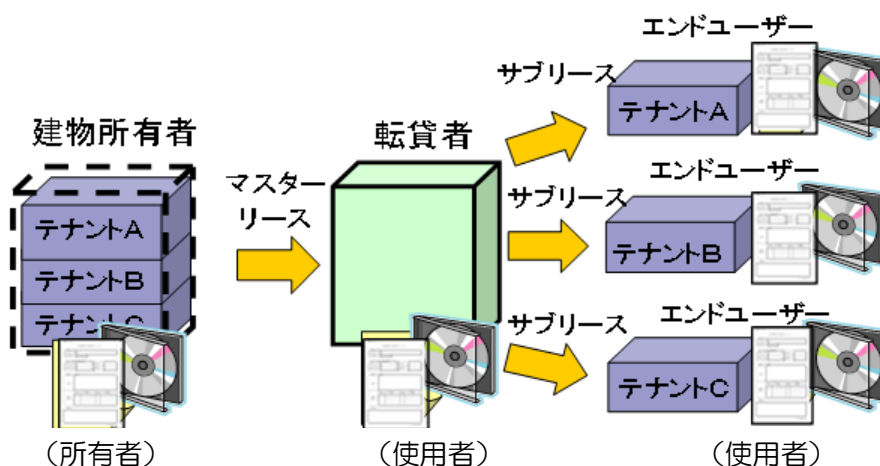
A1-1. 事業所等における報告書の作成主体には、事業所等の所有者であるオーナー及び使用者が該当します。テナントビルを例にとると、報告書の作成主体には、ビルの所有者及び使用者であるテナント等が該当します。この場合、所有者については、当該ビル全体（1棟分）の報告書を作成して提出、テナント等については、賃借等により占有している面積の範囲の報告書を作成して提出することになります。

Q1-2. テナントビルの所有者が、ビル一棟全てを使用者に賃貸している（一棟貸し）場合、所有者からの報告書の提出は不要ですか？

A1-2. テナントビルの所有者が、ビル一棟全てを使用者に賃貸している場合であっても、所有者は報告書を提出する必要があります。

Q1-3. テナントビルにおいて、転貸者は報告書の提出主体となりますか？

A1-3. 所有者とエンドユーザーであるテナント等との間に転貸者がある場合には、転貸者も使用者として提出主体となります。



Q1-4. 連結決算対象の子会社などのグループ会社は、どのような単位で届け出る必要がありますか？

A1-4. 子会社などのグループ会社であっても、法人単位で報告書を提出してください。

Q1-5. 地球温暖化対策報告書制度では、テナントも報告書の提出対象となると思いますが、「消化仕入れ契約」や「業務委託契約」により事業を運営している事業者は、当該契約により使用している部分について地球温暖化対策報告書の提出が必要ですか？

A1-5. 賃貸借契約において借り受けた区画については、賃借事業者の報告書提出対象事業所等に該当します。また、賃貸借契約の有無にかかわらず、一定の区画を使用して事業を行う場合であっても、かつ、その区画の使用者が対外的に自己の名（商号・屋号等）を掲げて事業を営む場合には、その使用者の報告書提出対象事業所等に該当します。

「消化仕入契約」、「業務委託契約」が上記のような実態を持つものであれば、これらの契約に基づき事業を運営している事業者が使用している部分については、この事業者の報告書提出対象事業所等に該当します。

Q1-6. 自社では不動産を所有せず、全ての事業所を所有者である資産管理会社から賃借している場合は、報告書は資産管理会社のみが作成すればよいですか？

A1-6. 各事業所は、所有者である資産管理会社及び使用者である賃借事業者の両者の報告書提出対象事業所等に該当します。したがって、所有者である資産管理会社及び使用者である賃借事業者の両者から、それぞれ報告書を提出いただくことになります。

Q1-7. 店舗と住居の複合用途の物件である場合、共用部のエネルギー使用量等については、所有者の報告範囲に含まれますか？

A1-7. 住居の用途に供する部分については、報告の対象外となりますが、店舗のために専用に設けられている共用部分がある場合には、所有者はその共用部分も含めた範囲が報告対象となります。

Q1-8. 既に「地球温暖化対策計画書制度」で報告している事業所は、「地球温暖化対策報告書制度」で重複して報告する必要がありますか？

A1-8. 年間の原油換算エネルギー使用量が、1,500kL以上の大規模事業所は、「地球温暖化対策計画書制度」の対象となりますので、報告書制度に重複して報告する必要はありません。本制度では、「指定地球温暖化対策事業所」及び「特定テナント等事業所」に該当する事業所等を除いた、都内に設置する全ての中小規模事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満）が合算の対象となります。そのため、指定地球温暖化対策事業所内の特定テナント等事業所以外の中小規模のテナント等は、報告書制度の対象となりますのでご注意ください。

Q1-9. 大規模事業所と中小規模事業所を所有する事業者の場合、「地球温暖化対策計画書」も提出し、「地球温暖化対策報告書」も提出するということはあるですか？

A1-9. 計画書制度と報告書制度に該当する事業所等を所有又は使用する事業者の場合は、それぞれの制度への提出が必要となります。

Q1-10. 中小規模事業所の地球温暖化対策報告書制度においても、大規模事業所の地球温暖化対策計画書制度同様に、物件毎に届出者の選択が可能ですか？

A1-10. 地球温暖化対策報告書制度は、地球温暖化対策計画書制度と異なり、提出事業者の選択はできません。事業所等を所有又は使用している者が複数いる場合には、当該事業所等は、それぞれの事業者の報告書提出対象事業所に該当します。

Q1-11. 信託物件における地球温暖化対策報告書の提出者は、誰になりますか？

A1-11. 信託物件であっても、事業所等の所有者及び使用者が報告書の提出主体とな

ります。信託物件における所有者は、登記上の所有者（信託銀行など）になります。テナントビル同様、転貸者及びエンドユーザーであるテナント等も提出主体になりますが、信託物件の管理運用や指図の権限の委託を受けた事業者については、本制度における使用者には該当しません。

Q1-12. 区分所有の場合は、誰が報告書を提出すればよいですか？

A1-12. 区分所有者は、それぞれの区分所有の範囲について報告書を提出する主体になります。したがって、複数人の区分所有者によって所有される事業所等については、それぞれの区分所有者から報告書が提出されることになります。

Q1-13. 区分所有の物件の共用部分について、管理規約等で定めた負担割合がある場合は、どのように報告すればよいですか？

A1-13. 区分所有における所有部分のエネルギー使用量等と、共用部分の負担割合に応じて算出した共用部分のエネルギー使用量等を合算して報告ください。共用部分が負担割合で決められている場合、共用部分全体のエネルギー使用量等に負担割合を乗じて推計により共用部分のエネルギー使用量等を算定して差し支えありません。

Q1-14. 共有の場合は、誰が報告書を提出すればよいですか？

A1-14. 共有者は、自己の共有持分割合に応じて報告書を提出する主体になります。したがって、3人の共有者によって所有される事業所等については、それぞれの所有者から報告書が提出されることになります。